

第8次静岡県保健医療計画（2018年度～2023年度）の概要

策定の趣旨

- 「効率的で質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が一体的に行われるよう、医療・介護の連携を強化し、急性期から在宅まで切れ目ない医療を提供

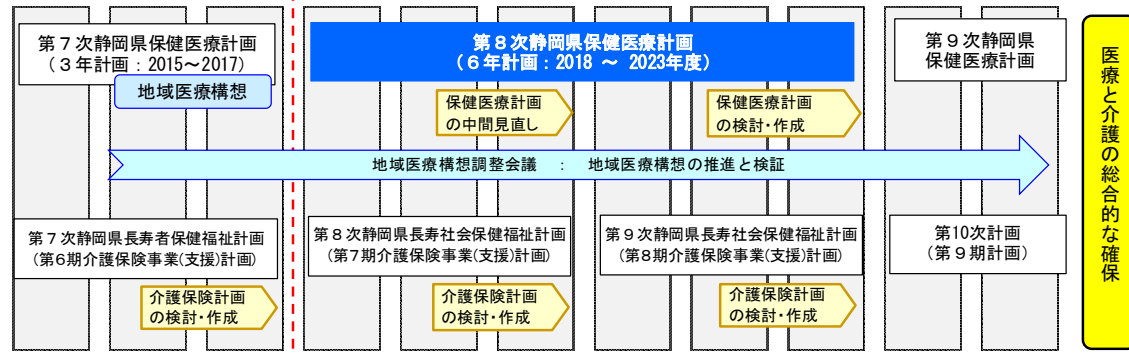
基本理念

◎県民が、いつでも、どこでも、安心して必要な保健医療サービスが受けられる体制の確保、向上

計画期間

- 2018～2023年度の6年間。3年目に中間見直しを行い、医療計画と介護保険事業(支援)計画の整合性を保つ。
- 2025年度に目指す医療提供体制の姿を示した「静岡県地域医療構想」を踏まえて推進

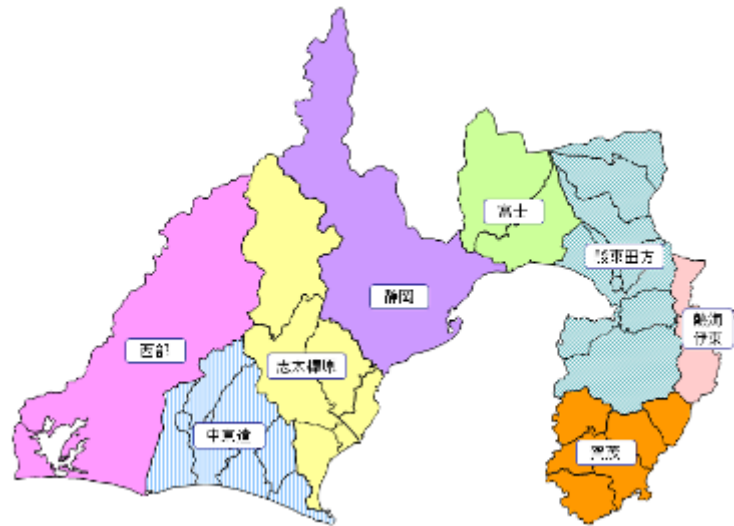
2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 2024年度 2025年度



2次保健医療圏

- 賀茂、熱海伊東、駿東田方、富士、静岡、志太榛原、中東遠、西部の8医療圏を設定
- 医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携等により、県民に包括的な保健医療サービスを提供

医療圏	構成市町名
賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山市
富士	富士宮市、富士市
静岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西部	浜松市、湖西市



基準病床数

- 病床の適正配置の促進と適切な入院医療の確保を目的に、病床整備の基準として病床の種類ごと設定

○一般病床・療養病床

医療圏	基準病床数
賀茂	520
熱海伊東	826
駿東田方	5,473
富士	2,223
静岡	5,566
志太榛原	2,892
中東遠	2,643
西部	6,577
計	26,720

○精神病床・結核病床・感染症病床

病床の種類別	基準病床数
精神病床	5,388
結核病床	82
感染症病床	48

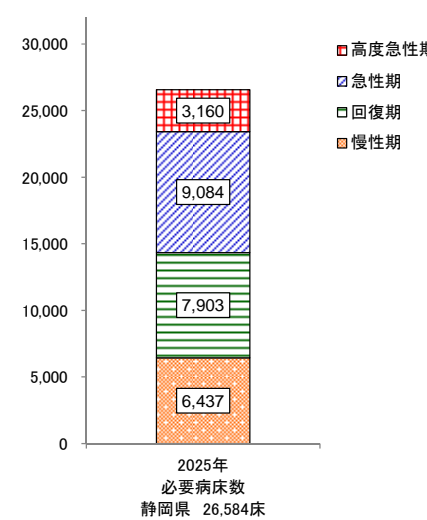
※精神病床は2020年度



地域医療構想

- 構想区域ごとに、各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を適切に推進

【2025年の必要病床数】



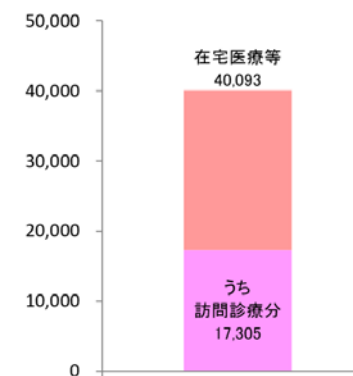
- 医療提供体制の確保に当たって、急性期、回復期、慢性期の各機能は構想区域内で確保
- 高度急性期機能は、構想区域を超えた広域で対応

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
賀茂	20	186	271	182	659
熱海伊東	84	365	384	235	1,068
駿東田方	609	1,588	1,572	1,160	4,929
富士	208	867	859	676	2,610
静岡	773	1,760	1,370	1,299	5,202
志太榛原	321	1,133	1,054	738	3,246
中東遠	256	1,081	821	698	2,856
西部	889	2,104	1,572	1,449	6,014
静岡県	3,160	9,084	7,903	6,437	26,584
	11.9%	34.2%	29.7%	24.2%	100%



【2025年の在宅医療等の必要量】

- 2025年に向け、在宅医療等の需要は「高齢化の進行」や、病床の機能分化連携を踏まえた「追加的需要」により大きく増加する見込み
- 医療・介護需要の増大に確実に対応していくため、県・市町、関係団体が一体となってサービス提供体制を構築



	在宅医療等	うち訪問診療分
賀茂	1,024	428
熱海伊東	1,643	735
駿東田方	7,186	3,271
富士	3,723	1,612
静岡	8,082	3,845
志太榛原	4,585	1,832
中東遠	4,198	1,420
西部	9,652	4,162
静岡県	40,093	17,305



【地域医療構想の推進体制】

- 地域医療構想調整会議の活用（関係機関の自主的な取組と対応策の検討）
- 病床機能報告制度の活用（地域全体の状況把握と情報提供）
- 地域医療介護総合確保基金の活用（必要な施策の推進）

医療機関の機能分担と相互連携

【公的病院等の役割】

- 本県は自治体病院が占める割合が大きく、今後も地域医療の確保に役割を果たすことが期待。

【公立病院改革等への対応】

- 各医療機関が策定した「新公立病院改革プラン」や「公的医療機関等2025プラン」を踏まえ、公的病院等の機能等について地域の関係者と協議



6 疾病

【がん】

- ・様々ながんの原因と考えられる喫煙及び受動喫煙対策 ・がん検診の受診率向上
- ・拠点病院等の機能強化
- ・がんゲノム医療体制の構築
- ・AYA世代のニーズに対応した治療やケア、相談、就学・就労、生殖機能温存等に関する支援を実施できる施設の調査及び県内の連携体制整備
- ・希少がん、難治性がんの治療状況を調査し、がん種ごとの治療の集約化等、県内外の医療機関の連携体制整備
- ・がん患者の治療と職業生活の両立支援



【脳卒中】

- ・最大の危険因子である高血圧を有する県民に対する降圧療法、生活指導の推進
- ・県民啓発と地域病院間連携の推進による県民の脳血管疾患死亡率の抑制
- ・発症早期から患者の状態に応じた集学的リハビリテーションの推進



【心筋梗塞等の心血管疾患】

- ・最大の危険因子である高血圧を有する県民に対する降圧療法、生活指導の推進
- ・県民啓発と地域病院間連携の推進により急性心筋梗塞死亡率を全医療圏で国平均以下へ
- ・高齢化により増加する慢性心不全患者の在宅生活を地域全体で支援する体制の構築



【糖尿病】

- ・糖尿病に関する正しい知識の普及啓発
- ・糖尿病の早期発見のための特定健康診査及び適切な治療
- ・静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを活用し、重症化予防のための保健指導を推進
- ・安定期の治療を行う医療機関、専門治療・急性期合併症に対応する医療機関、慢性合併症の治療を行う医療機関の連携推進

【肝炎】

- ・ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及と新規感染予防の推進
- ・肝炎ウイルス検査の受検勧奨と検査陽性者に対する受診勧奨の推進
- ・肝炎医療を提供する体制の確保と患者や家族等に対する支援の充実

【精神疾患】

- ・多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

5 事業

【救急医療】

- ・重症度・緊急度に応じた医療の提供体制の計画的かつ体系的な整備を推進
- ・ドクターヘリ搬送事案の事後検証により救急隊員等の資質向上を図り、119番通報から治療開始までの時間を短縮
- ・各救命救急センターにおいて、急性期を乗り越えた患者を一般病棟へ円滑に転棟するための体制整備への支援を検討
- ・地域包括ケアシステムの構築のため、関係機関がより密接に連携・協議する体制を、メディカルコントロール協議会等を活用して構築



【災害医療】

- ・静岡県第4次地震被害想定（地震・津波）を対象として、災害拠点病院、救護病院、救護所等、役割分担に応じた医療救護体制を構築
- ・災害超急性期、急性期など、災害発生からの時間に応じ必要とされる医療が提供できる体制の充実・強化
- ・妊婦や乳幼児にかかる医療機関との調整を行う災害時小児周産期リエゾン養成
- ・災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等との連携強化
- ・国の原子力災害対策指針に基づき、原子力災害医療体制の整備

【へき地の医療】

- ・自治医科大学卒業医師の配置と大学、病院、地域の医師会等との連携により、へき地勤務医師の確保及び定着を促進
- ・へき地の住民が特定健診等の健康診断などの保健活動に積極的に参加することを促進
- ・へき地医療支援機構を中心に、へき地医療拠点病院等の医療機関との連携を強化し、へき地医療の支援体制の充実
- ・情報技術を利用した診断支援等のへき地に勤務する医師のサポート体制の充実

【周産期医療】

- ・地域の中核となる総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターへの支援を行うとともに、地域における周産期医療施設の機能分担による施設間の連携の充実
- ・身体合併症を有する母体に対応するため、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センター等における救命救急センター又は関係診療科との一層の連携強化
- ・精神合併症を有する母体に対応するため、産科と精神科との連携強化
- ・産後うつを発生した妊産婦に対し適切な支援が行われるよう、医療機関、福祉施設等関係機関との連携を構築

【小児医療】

- ・小児救命救急センターを設置する静岡県立こども病院と消防機関及び救命救急センター等の救急医療機関との連携を推進し、救命率の向上
- ・医療的ケア児等が住み慣れた身近な地域において安心して地域生活を過ごせるよう、医療機関による短期入所サービスの提供等在宅支援サービスの充実
- ・妊婦や乳幼児にかかる医療機関との調整を行う災害時小児周産期リエゾン養成

在宅医療

【在宅医療】

- ・医療機関相互、医療と介護の連携強化による、より効果的・効率的な医療・介護サービス提供体制の構築
- ・県民の在宅医療に関する理解を深め不安解消を図るなど、在宅医療が選択される環境を整備



(訪問診療の促進)

- ・在宅医療の中核となる訪問診療について、全県下において安定的に提供されるよう、今後見込まれる必要量の確保及び関係職種間の連携体制の強化
- ・「静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア*かけはし）」の活用など、かかりつけ医等が効率的に患者情報を共有できる環境整備

(訪問看護の充実)

- ・在宅医療において、必要不可欠である訪問看護サービスを充実させることで、在宅療養患者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備

(歯科訪問診療の促進)

- ・在宅歯科医療の提供体制を整備することにより、生涯を通じて生活を支援する歯科医療の実現

(かかりつけ薬局の促進)

- ・かかりつけ薬剤師・薬局として、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握による適切な薬学的管理・指導や夜間・休日の対応、在宅医療の対応を行う体制を整備
- ・かかりつけ医等との連携による地域の中での相談対応を促進



(介護サービスの充実)

- ・高齢化の進行に伴い増加する介護サービスの需要に対し、介護人材の確保や事業所の増加など提供体制の整備

各種疾病対策等

【感染症対策】

- ・2015年に県内でエボラ出血熱の疑似症患者が発生したこと、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控えていること等を踏まえた、感染症発生早期把握とまん延防止対策の迅速な実施

【結核対策】

- ・結核患者の高齢化等に対応した服薬支援体制の整備
- ・高齢者施設等における結核の感染拡大を防止

【難病対策】

- ・難病の患者及びその支援者に対する相談・支援の充実
- ・小児慢性特定疾病児童等に対して、移行期医療支援センター（仮称）を中心に医療従事者間の連携体制を充実
- ・介護の必要性の高い難病患者に対し、災害時要支援者個別支援計画の策定



【認知症対策】

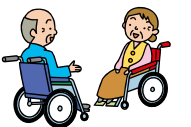
- ・認知症疾患医療センターと認知症サポート医のリーダーが中心となり地域で認知症の人や家族を支援する体制の構築
- ・若年性認知症施策の推進
- ・認知症の人の視点に立った認知症への社会の理解促進

【アレルギー疾患対策】

- ・本県のアレルギー疾患の実情を把握するための、長期的かつ戦略的な調査研究
- ・アレルギー疾患医療の中心を担う拠点病院の設置を推進

【歯科保健医療対策】

- ・生涯を通じて咀嚼や摂食、嚥下、発音などの口腔機能を維持
- ・かかりつけ歯科医による定期管理の定着
- ・障害の特性や加齢の影響、虚弱（フレイル）への理解と対応



医療従事者の確保

【医師】

- ・ふじのくに地域医療支援センターにおいて、本県の医師確保対策を一元的かつ専門的に推進
- ・日本専門医機構で認定された専門研修プログラムを「静岡県専門医研修プログラム」として認証し、キャリア形成を支援
- ・医学修学研修資金貸与制度を活用した「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」の取組の推進
- ・県内外の大学との連携強化による適切な医師の配置
- ・SNS等を活用した若手医師への情報提供



【歯科医師】

- ・高齢者の健康及び全身疾患管理を支援できる歯科医師の育成
- ・8020運動を推進する歯科医師の育成

【薬剤師】

- ・かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を強化
- ・地域医療における役割を果たすための薬剤師の資質向上

【看護職員】

- ・看護職員の養成と確保、離職防止、再就業支援とともに、病院から地域まで幅広く活躍できる看護職員の育成
- ・県東部看護専門学校に助産師養成課程を新設
- ・看護の質の向上にむけた研修等の体制整備



【その他の医療従事者】

- ・医療の高度化・専門化、保健医療に対するニーズの多様化に対応する人材の確保
- ・関係機関・団体の研修会等を通じた養成及び資質の向上

【ふじのくに医療勤務環境改善支援センター】

- ・医療従事者が長く定着するよう勤務環境の改善に関する助言を行うなど、医療機関の行う勤務環境改善に関する取組を支援
- ・医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及
- ・「働き方改革実行計画」による時間外労働上限規制への対応支援

【介護サービス従事者】

- ・介護職員の労働環境・処遇の改善及び就業の促進
- ・介護支援専門員の養成及び資質の向上



医療安全対策の推進

- ・立入検査による安全管理体制の確認強化
- ・医療安全のための研修等の充実

健康危機管理対策の推進

【健康危機管理】

- ・県民の生命・健康を脅かす健康危機に迅速かつ的確に対応する健康危機管理の体制を整備
- ・地域において健康危機管理に係わる保健所（健康福祉センター）、市町、消防、警察、医療機関等の連携を一層強化

【医薬品等安全対策】

- ・医薬品等の品質確保、毒物劇物営業者等の適正な取扱いのための監視指導
- ・青少年に重点を置いた薬物乱用防止対策

【食品・生活衛生】

- ・旅館等の入浴施設への監視指導等によるレジオネラ症防止対策
- ・営業施設におけるまん延防止体制整備等の新型インフルエンザ等対策



保健・医療・福祉の総合的な取組の推進

【健康寿命の延伸】

- ・すべての県民が心身ともに健康で暮らすことのできる活力ある社会の実現を目指す。
- ・健康経営の推進による健康づくり、特定健康診査・特定保健指導等の促進、食育による健康づくりの推進、たばこ対策の推進
- ・県民の医療・健康に係る状況を科学的に分析し、研究成果を効果的に県民に還元

【高齢化に伴い増加する疾患等対策】

- ・日常生活における歩行数を増加させるための工夫、加齢に伴うロコモティブシンドローム（運動器症候群）、転倒予防に関する正しい知識等を情報提供
- ・フレイル対策、大腿骨頸部骨折やロコモティブシンドロームの予防に留意した運動器の機能向上、低栄養対策としての栄養改善、誤嚥や肺炎防止のための口腔機能向上など、市町における介護予防のプログラムの充実

【高齢者保健福祉対策】

- ・健康づくり社会参加の推進
- ・認知症にやさしい地域づくり
- ・自立と尊厳のある暮らしを支える長寿社会づくり

【母子保健福祉対策】

- ・子育て世代包括支援センターの設置など市町の母子保健事業を支援
- ・不妊症や不育症で悩む県民の心に寄り添う相談支援の充実や経済的支援

【障害者保健福祉対策】

- ・「障害を理由とする差別解消推進県民会議」等を通じて、県民一体となって障害に対する正しい理解の浸透と「合理的配慮の提供」の徹底
- ・重症心身障害児（者）が住み慣れた身近な地域において安心して地域生活を過ごせるよう、在宅支援サービス等の充実
- ・入所施設や精神科病院からの地域移行を進めるため、グループホーム等の地域での居住の場の確保を促進

【保健施設の機能充実】

- ・市町が効果的な保健活動を行うため、県及び健康福祉センター（保健所）は医師会・医療機関、社会福祉施設等と連携・協力を支援

【地域医療に対する住民の理解促進】

- ・地域の医療を育む住民団体との協働等により、「コンビニ受診」の抑制や「かかりつけ医」の普及啓発
- ・在宅患者の急変時における地域でのルール策定
- ・人生の最終段階において患者本人の意思を尊重した方針決定ができるよう、患者とその家族を支える関係職種間における連携体制の強化



計画の推進方策と進行管理

【推進体制】

- ・地域医療協議会や地域医療構想調整会議、地域の医療関係団体等と協力して医療計画を推進
- ・医療計画の内容を、様々な機会をとらえて県民、市町、関係者に周知し、計画に対する理解と協力を促進

【進行管理】

- ・数値目標として160項目を設定
- ・進捗状況等を分析し改善を図るとともに、中間年である3年目に見直し

